

学校施設コミュニティ開放利用者の皆さまへ

◆スポーツ開放の使用人数制限を令和4年6月11日(土)より解除します。

- ※ 利用団体は、**引き続き感染症対策を講じた上で施設をご使用ください。**
- ※ 新型コロナウイルスの感染状況により、再び人数制限を設ける場合があります。
- ※ 他の使用者との距離(2メートル以上)が確保できない状況で会話を行うような場面では、マスクを着用してください(気候により熱中症のリスクが高い場合は、十分な距離を確保した上でマスクを外してください)。
- ※ **回田、大岱、秋津、久米川、東萩山、北山、久米川東、富士見小学校**については、**体育館内の空調工事**を予定しています。工事期間は体育館の使用ができません。
(工期が決定次第ホームページでお知らせします)。

◆教室開放を令和4年7月1日(金)より再開します。

- ※ 利用団体は、**感染症対策を講じた上で施設をご使用ください。**
- ※ 施設の性質上、使用者同士の密集を避けるため、**使用施設(教室)の面積により使用人数を制限**します。
- ※ 施設(教室)使用時は、原則として**マスクを着用**してください(気候により室内で熱中症のリスクが高い場合は、十分な距離を確保した上で、マスクを外してください)。

使用時の注意事項

- **水分補給以外での飲食は禁止**です。
- 室内温度が**28℃**を上回った場合、**空調機(冷房)**を使用できます。
使用に際しては、必ず**管理人の指示**に従ってください。
- **使用者全員の健康状態を確認**した上で施設を使用してください。
(発熱、若しくは体調に不安のある方は使用を控えてください。)
- 使用後、**新型コロナウイルス感染防止チェックリスト**を管理人に提出してください。
- 使用者から、**使用後2週間以内に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、必ず市へ報告**してください。
- * 使用に際しては、引き続き下記のとおり**感染症対策を講じていただきますようお願いいたします。**



▼ **手洗い・手指消毒の徹底**

▼ **換気の徹底**

▼ **使用後、共用器具や出入口等、人が触れる場所の消毒**

- ※ 上記内容にご協力いただけない場合は、使用を中止させていただく場合がございます。
- ※ 詳細は、ホームページに掲載している**ガイドライン**をご確認ください。

【お問い合わせ】

- 学校開放事業全般に関すること
- スポーツ開放に関すること

東村山市教育委員会 教育部 社会教育課
東村山市 地域創生部 市民スポーツ課

☎ 042-393-5111(内線:3817)
☎ 042-393-5111(内線:3261)